

新潟市医療計画について

1. 概要

(1) 計画策定の経緯

医療計画は、医療法第30条の規定に基づき、都道府県ごとに策定することが義務付けられている「医療提供体制の確保を図るための計画」である。

新潟県においては「新潟県地域保健医療計画」として策定され、その中で新潟市は、3市1町（新潟市・阿賀野市・五泉市・阿賀町）から構成される新潟保健医療圏域と定められている。

しかし、有する社会資源（医療機関など）の違いや、少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化など、社会構造の変化の進展速度の違いから、医療圏の統一的な取り組みは困難となっていた。

このことから、本市の現状と課題に即した医療提供体制を構築するため、「新潟市医療計画」を策定することとした。

(2) 計画の基本的な考え

全体の考えと各部門の基本的な考え

《全体》助け合い政令市にいがたの構築

- 《救急医療》 必要な救急医療が提供される体制づくり
- 《精神疾患》 必要な精神科医療が提供される体制づくり
- 《在宅医療》 生き生きと住み慣れた地域で暮らせる新潟市づくり
- 《災害時における医療》 必要な災害医療が提供される体制づくり

(3) 計画の期間

平成26年度から令和2年度までの7年間

(4) 計画の進行管理

施策の実施状況を適宜確認するとともに、下記のとおり「中間評価」と「最終評価」を行う。

また、評価の結果を踏まえて、事業内容の見直しや重点化、新たな課題への対応など、PDCAサイクルによる進行管理を行う。

中間評価 (平成29年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の4年度目に、施策の実施状況や成果・課題、各部門の協議体（※1）における検討事項などを踏まえて、中間評価を行う。 ・中間評価の結果を踏まえて、必要に応じて計画期間後半（平成30年度から令和2年度）における事業内容の見直しや重点化、新たな課題への対応などを行う。 ・中間評価にあたっては、市民参加型の評価手法「新潟市医療に関する意識調査（※2）」を取り入れる。 ・有識者・専門家等が参加する「新潟市医療計画三分野合同会議」および「新潟市地域医療推進会議」において、中間評価を行うとともに、その結果を公表する。 <p>※1…救急医療対策会議，在宅医療・介護連携推進協議会など ※2…平成29年9月実施</p>
------------------	---

進行管理 (平成 30・ 31 年度)	・施策の実施状況や成果・課題，各部門の協議体における検討事項などを踏まえて，進行管理を行う。
最終評価 (令和 2 年度)	・計画期間の 7 年度目に，有識者・専門家等が参加する「新潟市医療計画三分野合同会議」および「新潟市地域医療推進会議」において，施策の実施状況や成果・課題，各部門の協議体における検討事項などを踏まえて最終評価を行うとともに，その結果を公表する。 ・最終評価の結果を踏まえて，第 2 期計画（令和 3 年度から）の策定を行う。

2. 計画期間等の変更について

(1) 変更理由

新型コロナウイルス感染拡大の影響により，医療提供体制の在り方が変化していること，また，新潟県が策定している「第 7 次新潟県地域保健医療計画」の計画期間（平成 30 年度～令和 5 年度）などを考慮し，計画期間等下記のとおり変更する。

(2) 変更内容

	変更前	変更後
第 1 期計画の計画期間	H26～R3（8 年間） 前期：H26～29（4 年間） 後期：H30～R3（4 年間）	H26～R5（10 年間） 前期：H26～29（4 年間） 中期：H30～R2（3 年間） 後期：R3～5（3 年間）
第 1 期計画の 評価時期および評価方法	H29 中間評価 R2 最終評価	H29 第 1 回中間評価 R2 第 2 回中間評価 R5 最終評価
第 1 期計画の計画内容	H26～R2 は指標なし	R3～5 は指標を設定
第 2 期計画の計画期間	R4～5（2 年間）	R6～11（6 年間）※

※「第 8 次新潟県地域保健医療計画」の計画期間に合わせる。

(3) 計画後期における取組みの推進

第 1 期計画の計画期間が令和 5 年度まで延長になることに伴い，令和 3 年度から 5 年度は，新たに指標（数値目標）を設定し，より実効性のある計画とする。